

# トラック事業者に対する時間外労働の 上限規制の適用と改善基準告示の改正について

2024（令和6）年6月26日

福井労働局・労働基準監督署

1

**時間外労働の上限規制**の解説

2

**改正改善基準告示**の解説

3

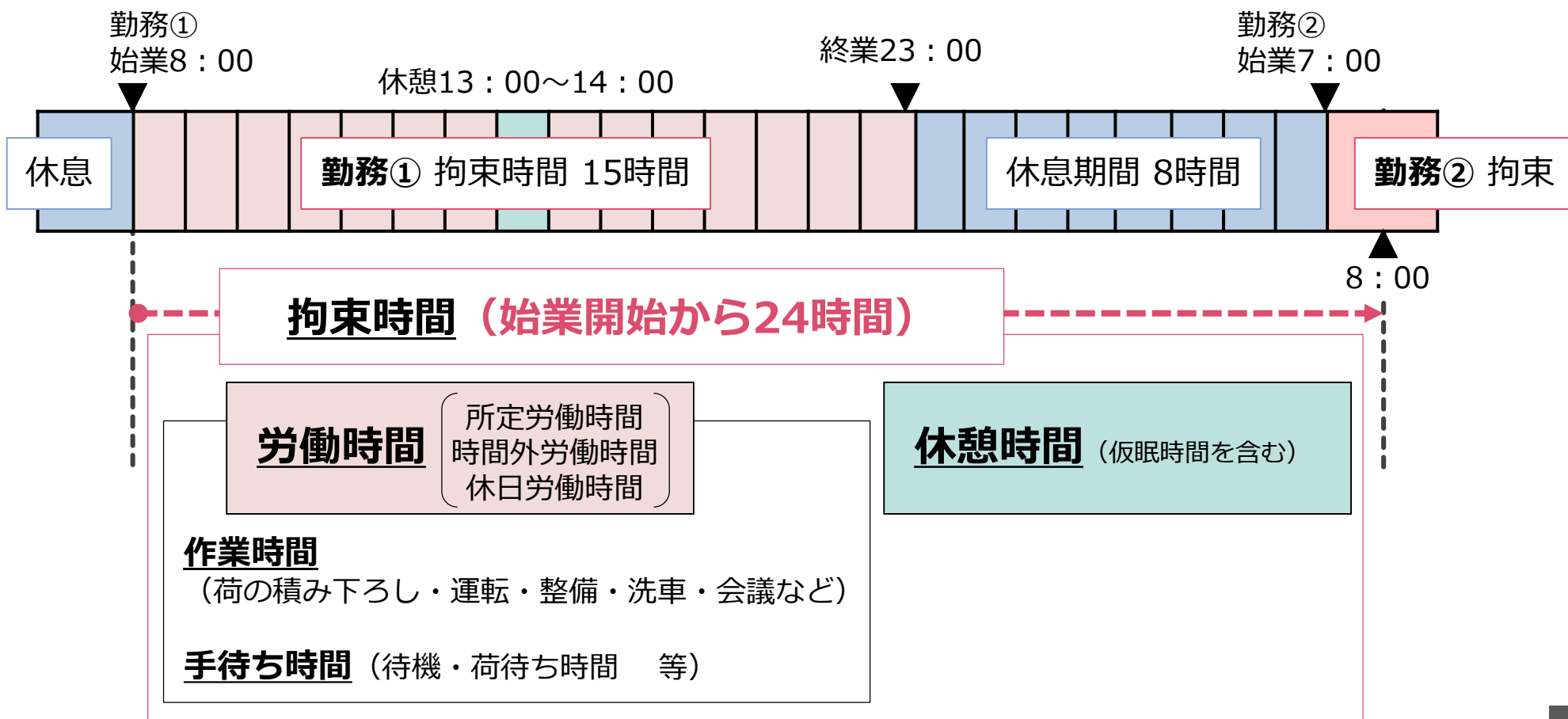
**36協定の記載・届出**の方法

# 時間外労働の上限規制の解説

- 拘束時間・休息期間・労働時間・休憩時間
- 労働時間と休日の原則、時間外労働の上限

# 拘束時間・休息期間・労働時間・休憩時間の考え方

- 「拘束時間」 → 「労働時間」・「休憩時間」・その他使用者に拘束されている時間  
(始業開始から24時間で計算)
- 「休息期間」 → 使用者の拘束を受けない期間 (労働者の生活時間)



# 労働時間・休日の原則、時間外労働の上限

## 原則

労働時間 **1日8時間** 及び **1週40時間**

休日 **毎週少なくとも1回**（又は4週間に4日以上）

法定労働時間・法定休日 を超えて働かせるとき

2024（令和6）年4月1日～

## 36協定の締結

時間外労働の上限（時間）と休日労働の上限（回数）を決める

### 限度 時間

（原則）

様式9号の3の4

1か月 **45**時間以内

1年 **360**時間以内



### 特別 条項

（例外）

様式9号の3の5

1か月 **—**

1年 **960**時間以内 ※

※時間外労働のみの時間数  
（休日労働の時間数は含まない）

- ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制は、適用されない。
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

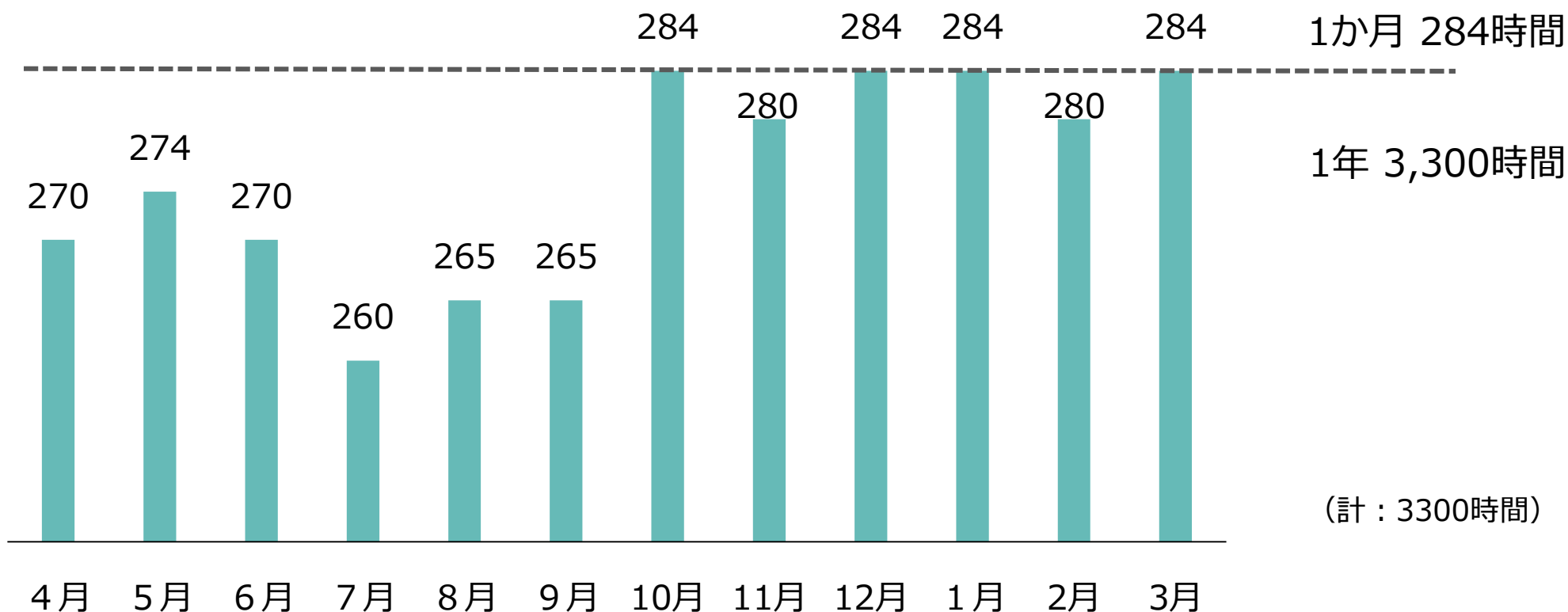
## 改正改善基準告示の解説

- 拘束時間（1年・1か月）・最大拘束時間（1日）
- 休息期間
- 運転時間・連続運転時間
- 休日
- 予期し得ない事象への対応時間
- 特例

# 拘束時間（1年・1か月）（①原則）

## 原則

1年の拘束時間は**3,300**時間以内、かつ、  
1か月の拘束時間は**284**時間以内



# 拘束時間（1年・1か月）（②例外 | 労使協定による延長）

## 例外

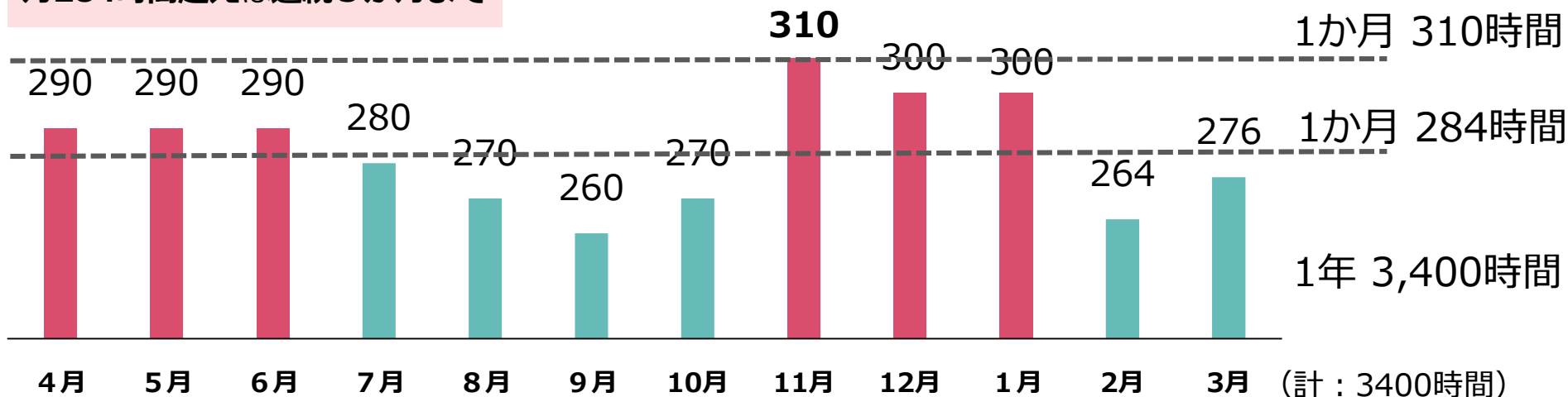
労使協定により、

- 1年のうち**6か月（回）**まで、
- 1年の総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲内において、
- 1か月の拘束時間を**310時間**まで延長することができる。

1か月の拘束時間が284時間を超える月は、

- **連続3か月**まで
- 1か月の**時間外・休日労働時間数が100時間未満**となるよう努める。

月284時間超えは連続3か月まで



月284時間超えの月は、時間外・休日労働時間数は100時間未満となるように努める。



# 労使協定 | 1か月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書（例）

## パンフレットP.26

### （参考）1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書（例） （トラック運転者）

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

#### 記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295	284	245	267	300	260	250	295	310	300	284	310	3,400
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印  
(〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

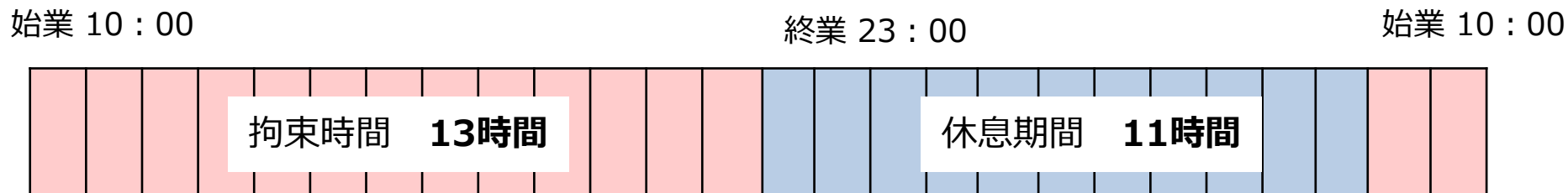
〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印



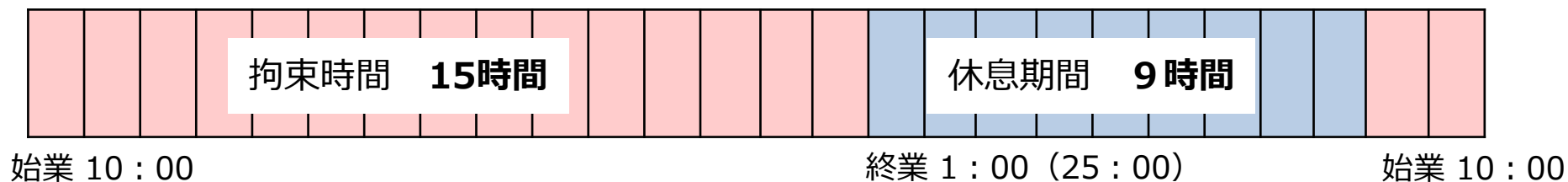
# 1日の最大拘束時間・休息期間（①原則）

## 原則

- 1日（始業時刻から起算して24時間）の**拘束時間**は、**13時間以内**とし、拘束時間を延長する場合であっても、上限は**15時間以内**。
- 1日の**休息期間**は、勤務終了後、**継続11時間以上**与えるよう努めることを**基本**とし、**継続9時間**を下回ってはならない。



11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要。



# 1日の最大拘束時間・休息期間（②例外 | 宿泊を伴う長距離貨物運送）

## 例外

### 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、

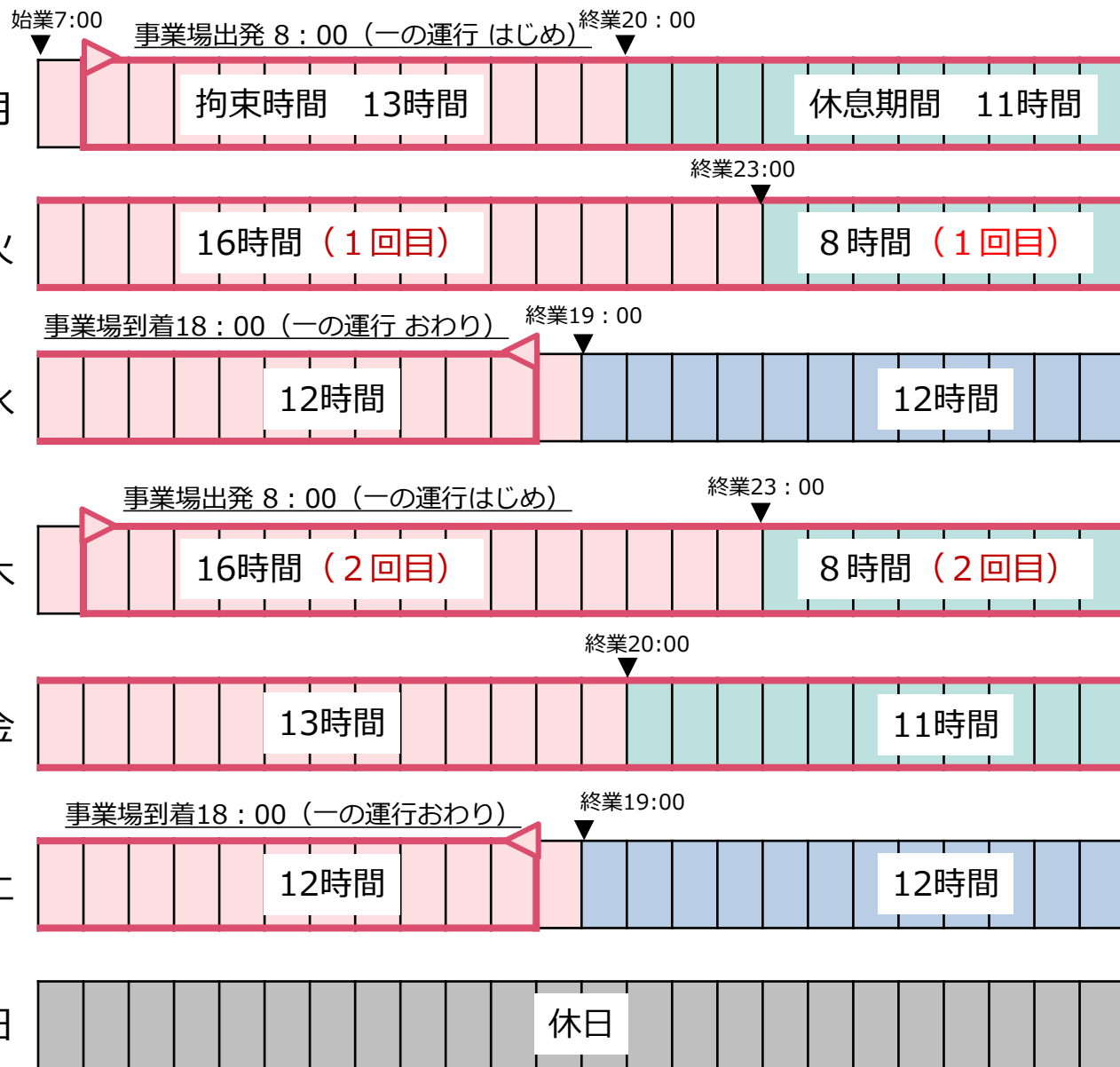
〔 1週における運行が全て長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上）であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるもの 〕

- **1週に2回に限り、1日の拘束時間を16時間とすることができる。**
- **1週に2回に限り、休息期間を継続8時間以上とすることができる。**
- 一の運行において休息期間のいずれかが継続9時間を下回る場合は、**一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えなければならない。**

## !

- 1日の拘束時間について、14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要があります。14時間を超える日が連続することは望ましくありません。
- トラック運転者の住所地における休息期間が、それ以外の場所における休息期間よりも長く確保されるように努める必要があります。

# 1日の最大拘束時間・休息期間（②例外 | 宿泊を伴う長距離貨物運送）



1週間における運行がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）で、休息期間が住所地以外の場所におけるもの

**1日の最大拘束時間 16時間**  
(1週間 2回まで)

**一の運行中の住所地以外の休息期間 継続8時間以上**  
(1週間 2回まで)

**一の運行終了後の休息期間**  
いずれかの休息期間が継続9時間を下回る場合、**継続12時間以上**

トラック運転者の住所地における休息期間が、それ以外の場所における休息期間よりも長く確保されるように努める必要があります。

# 運転時間（2日平均1日）

## 2日を平均した1日あたりの運転時間 9時間以内

	1日の 運転時間	2日平均 運転時間		
⋮	⋮	⋮	⋮	
4/30（日）	（休日）	⋮	⋮	
5/1（月）	10	（5時間）	$(4/30+5/1) / 2$	○
5/2（火）	9	9.5時間	$(1+2) / 2$	×
5/3（水）	9	9時間	$(2+3) / 2$	○
5/4（木）	12	10.5時間	$(3+4) / 2$	×
5/5（金）	7	9.5時間	$(4+5) / 2$	×
5/6（土）	8	7.5時間	$(5+6) / 2$	○
⋮	⋮	⋮	⋮	

5/2（火）は  
前日の平均は9時間超だが  
翌日の平均は9時間以内  
違反にならない

5/4（木）は  
・ 前日の平均  
・ 翌日の平均  
**いずれも9時間超**  
**改善基準違反**

# 運転時間（2週平均1週）

## 2週を平均した1週間あたりの運転時間 44時間以内

(例) 起算日：2023年5月1日（月）

	期間	1週の 運転時間	2週平均の 運転時間
1週目	5/1（月）～5/7（日）	45	43.5時間 ○
2週目	5/8（月）～5/14（日）	42	
3週目	5/15（月）～5/21（日）	43	45.5時間 ×
4週目	5/22（月）～5/28（日）	48	
5週目	5/29（月）～6/4（日）	45	42.5時間 ○
6週目	6/5（月）～6/11（日）	40	
⋮	⋮	⋮	⋮

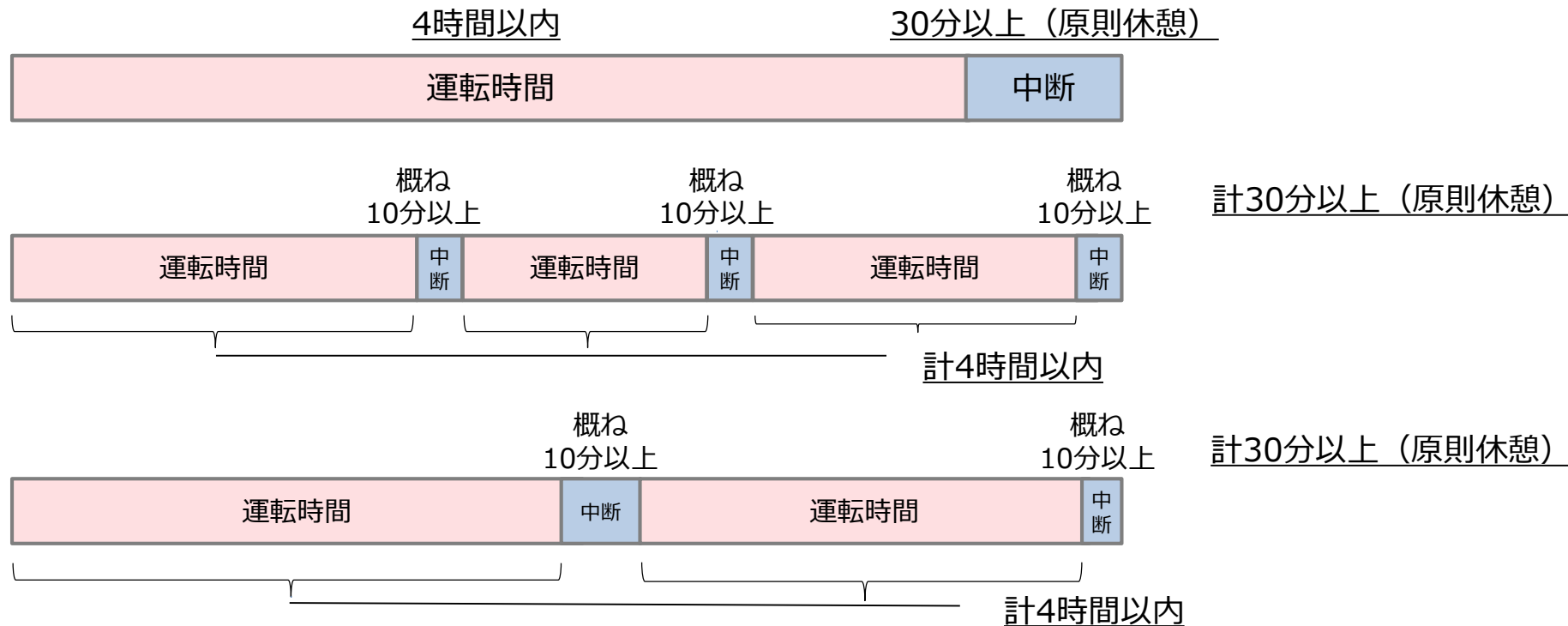
44時間超のため  
改善基準違反

「起算日」を基準として2週ごとに区切り、その2週ごとのそれぞれの合計運転時間を平均して求めます。

# 連続運転時間（①原則）

## 原則

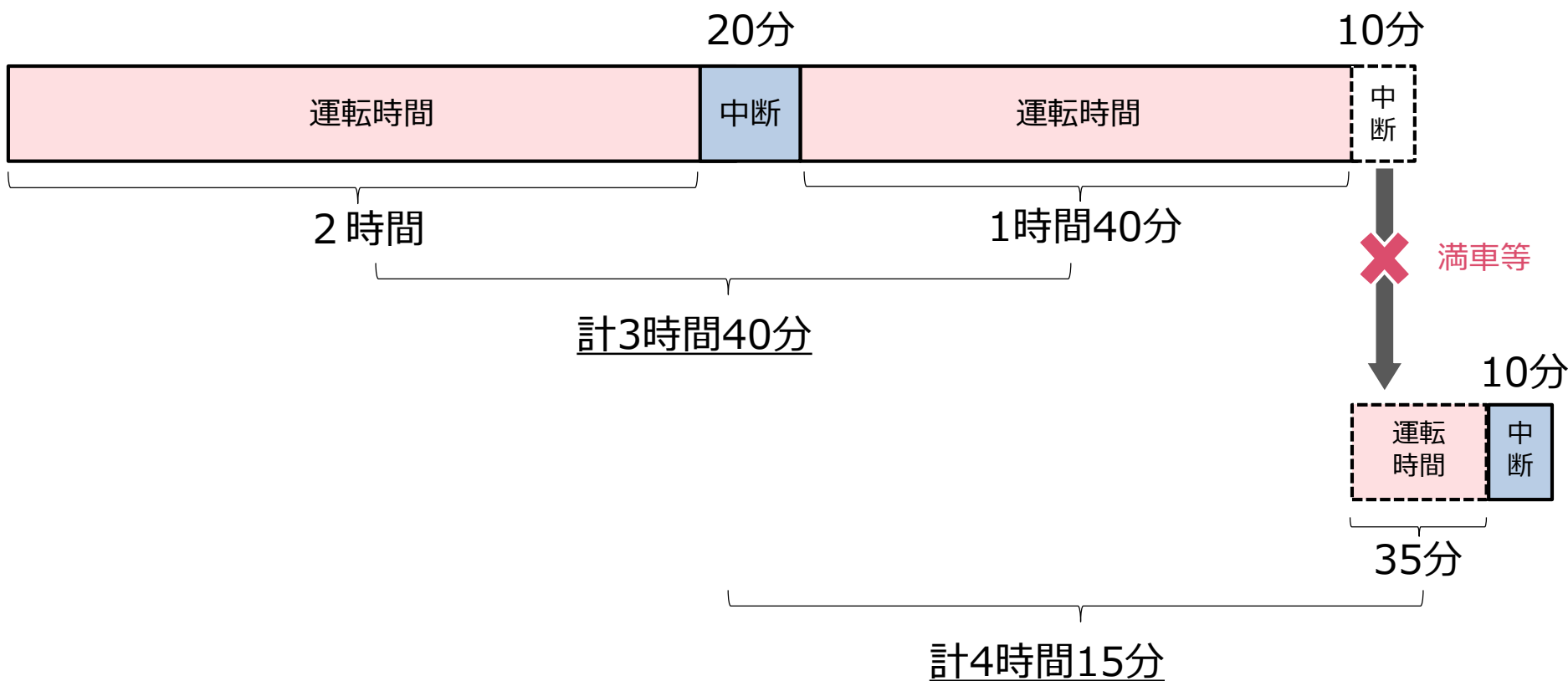
- 連続運転時間は4時間以内。
- 運転開始後4時間以内または4時間経過直後に、30分以上の運転の中断が必要。
- 運転の中断は、原則として休憩を与える必要がある。
- 運転の中断は、1回が“おおむね”連続10分以上として、分割することもできる。  
(ただし、1回が10分未満の運転の中断は、3回以上連続してはいけない。)



# 連続運転時間（②例外 | 満車等により駐車又は停車ができないとき）

## 例外

サービスエリア、パーキングエリア等が満車である等により駐車又は停車できず、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、**4時間30分まで延長**することができる。





## 連続運転時間（③注意点）

!

- 走行中に一時的に停車している状態にすぎない時間は連続運転時間に含まれる。
  - ・ 渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合
  - ・ サービスエリアなどの駐車 of 順番待ちのため、走行・停車を繰り返し少しずつ前に進む場合

!

- 「運転の中断」が「10分」にわずかに満たないことをもって、ただちに改善基準違反になりません。しかし、下記の例は、
  - ・ 前半の2回の「9分」は「運転の中断」として認められる。
  - ・ 3回目の「9分」は「3回以上連続」することができないので、「運転の中断」とは認められない。
  - ・ 4回目の「3分」は「“おおむね”連続10分以上」とはいえず、「運転の中断とは認められない。

○ 9分間

○ 9分間

✕ 9分間

✕ 3分間



○ 9分間

○ 9分間

○ 10分間

○ 9分間



## 休日

### 連続33時間以上

(休息期間9時間以上+24時間)

隔日勤務の場合は、連続44時間以上（休息期間20時間以上+24時間）

いかなる場合（※）であっても、連続30時間を下回らない。

（※ 分割休息・2人乗務・フェリー）

## 休日労働

2週間に1回を超えない。

休日労働によって拘束時間の上限を超えない。

# 予期し得ない事象への対応時間

- **災害や事故などの通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合には**  
1日の拘束時間・運転時間（2日平均）・連続運転時間  
から、**予期し得ない事象への対応時間を除くことができる。**  
(※1か月の拘束時間等そのほかの規定は、対応時間を除くことができない。)
- **勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与えることが必要。**

## 予期し得ない事象への対応時間の要件（1・2の両方の要件を満たすことが必要）

### 1 次のいずれかの事象により生じた運行の遅延に対応するための時間であること。

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ④ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

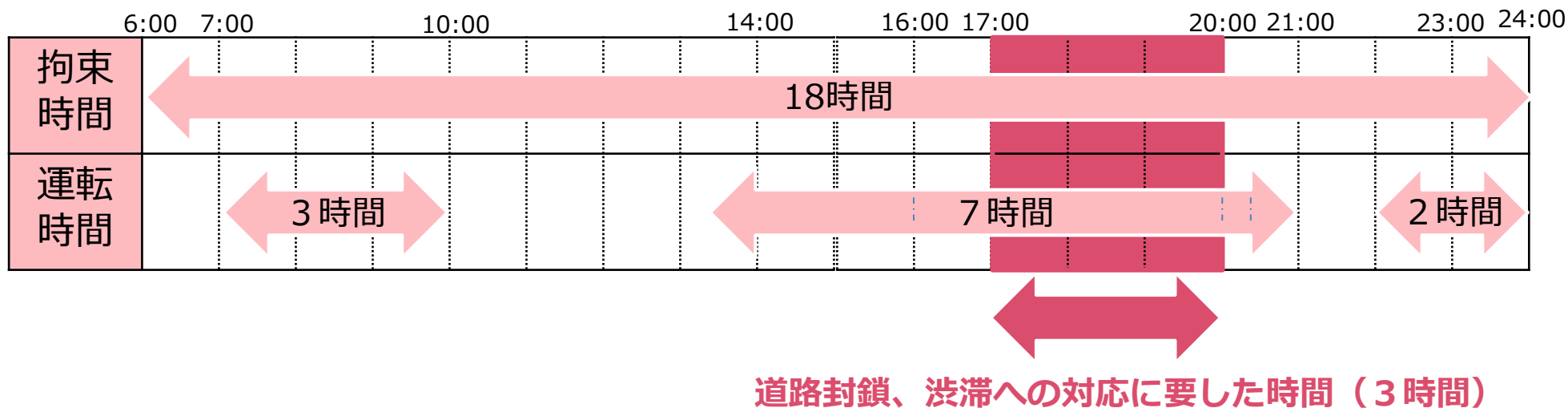
### 2 客観的な記録により確認できる時間であること。

次の①の記録に加え、②の記録により、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できる必要があります。①の記録のみでは客観的な記録により確認できる時間とは認められません。

- ① 運転日報上の記録（対応を行った場所・予期し得ない事象に係る具体的自由・当該事象への対応を開始し終了した時刻や所要時間数）
- ② 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料（例えば、次のような資料）
  - ア 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等
  - イ フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し
  - ウ 日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因が特定できるもの）
  - エ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

# 予期し得ない事象への対応時間（取扱い）

～運転中の17:00に事故の発生に遭遇し、20:00まで道路渋滞が生じ、3時間の運行遅延が生じた場合～



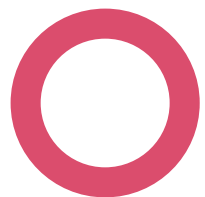
- 1日の拘束時間  $18\text{時間} - 3\text{時間} = \mathbf{15\text{時間}}$   
※ ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、 $18\text{時間} - \text{休憩時間}$
- 運転時間（2日平均）  $12\text{時間} - 3\text{時間} = \mathbf{9\text{時間}}$   
※ 前後の日のいずれかが9時間以下であれば改善基準告示を満たす。
- 連続運転時間  $7\text{時間} - 3\text{時間} = \mathbf{4\text{時間}}$   
※ 連続運転時間（4時間以下）となり、改善基準告示を満たす。

# 予期し得ない事象への対応時間（具体例①）

1

## 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合

該当する



- 運転中に乗務している車両が予期せず故障したことに伴い、  
修理会社等に連絡して待機する時間  
レッカー車等で修理会社等に移動する時間  
修理中の時間

該当しない

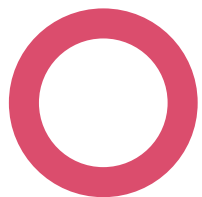


上記対応に伴い、別の運転者が出勤を命じられ、勤務する場合

## 2

### 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合

該当する



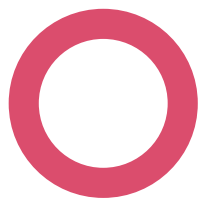
- 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したことに伴い、フェリーの駐車場で待機する時間
- フェリー欠航に伴い、急きょ陸路等で移動する場合、陸路での移動時間がフェリー運航時間とおおむね同程度である等、経路変更が合理的であると認められるとき

# 予期し得ない事象への対応時間（具体例③）

3

## 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された又は道路が渋滞した場合

該当する



- 前方を走行する車の衝突事故により発生した渋滞に巻き込まれた時間
- 地震や河川氾濫に伴う道路の封鎖、道路の渋滞等に巻き込まれた時間

該当しない



- 災害や事故の発生を伴わない自然渋滞（商業施設や大型イベントの開催、お盆休み等の帰省ラッシュ等、単なる交通集中等）に巻き込まれた時間
- 相当程度遠方の事故渋滞の情報に基づき迂回する時間（※）
- 鉄道事故等による振替輸送・代行輸送等に要した時間

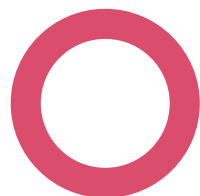
（※）例えば、長野（飯田）から東京（高井戸）に運行中、現地点から約2時間20分先の中央道上り相模湖IC付近で事故が発生し、1時間程度で事故渋滞が解消される見込みであるにもかかわらず、一般道に迂回し、通常約3時間の行程について、約6時間30分を要した場合

## 予期し得ない事象への対応時間（具体例④）

4

### 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

該当する



- 運転前に大雪警報が発表されていたものの、まもなく解除が見込まれていたため、運転を開始したが、運転開始後も大雪警報が解除されず、結果として運転中に正常な運行が困難となった場合

該当しない



- 異常気象であっても警報が発表されない場合における対応時間



## 予期し得ない事象への対応時間（注意点）

！

予期し得ない事象への対応時間は、**1か月の拘束時間（原則284時間）の計算から除くことはできない。**

→ 1か月の最終日に予期し得ない事象が発生したことにより1か月の拘束時間の上限を超えることがないよう、余裕をもった運行計画にしましょう。

！

予期し得ない事象への対応時間として除くことができる時間は、**運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られる。**

● トラック運転手Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにトラック運転手Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆け付け、運行する場合

→ トラック運転手Bの運転時間は「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができない。

● 運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合

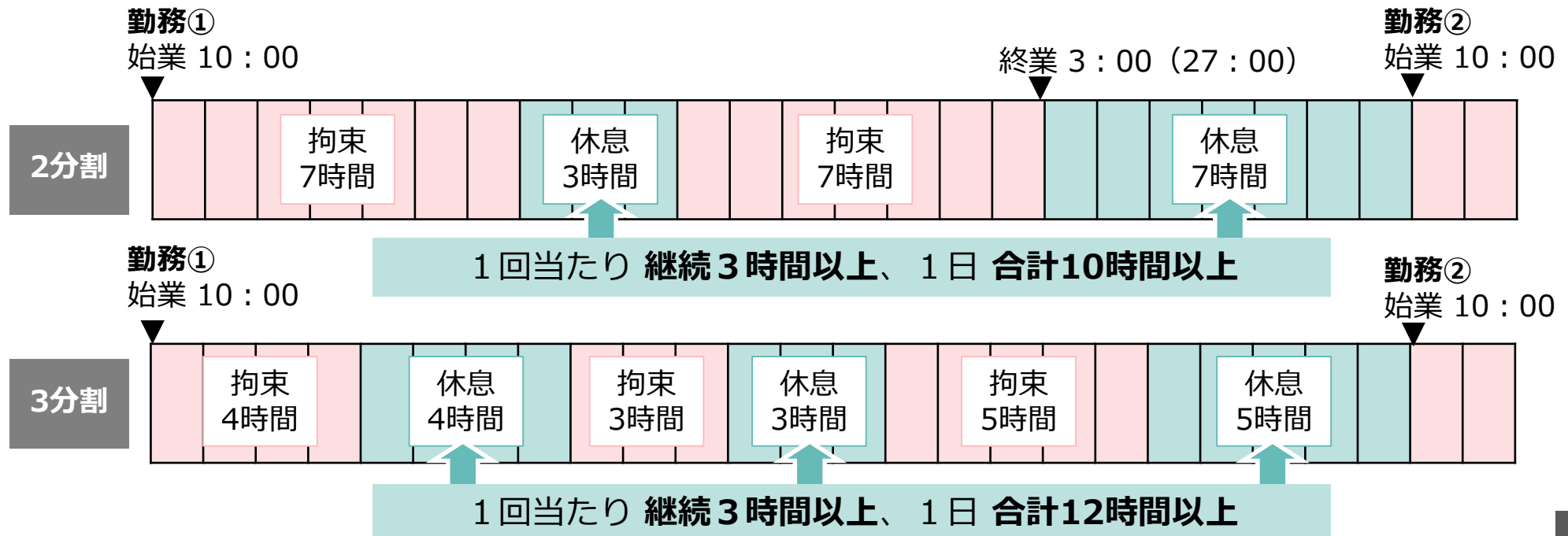
→ 運転前にあらかじめ当該事象が発生している場合には、たとえ運転開始前の車両点検中であつたとしても、事象が既に発生しているため「予期し得ない事象への対応時間」に該当しない。

# 特例（①分割休息）

- 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（※）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（1か月程度を限度）における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。

（※）長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上

- 分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割または3分割とする。
- 1日の休息期間は、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上を与える。
- 休息期間が3分割される日が連続しないよう努める。



# 特例（② 2人乗務）

## 原則

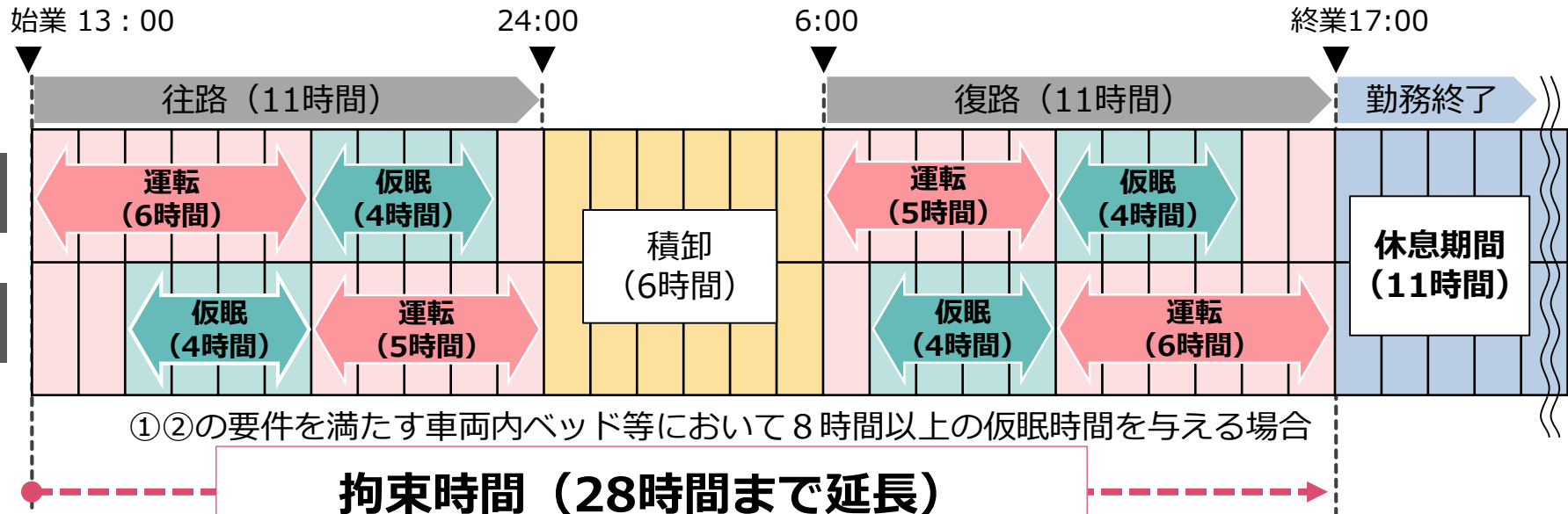
- トラック運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、**車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、拘束時間を20時間まで延長**するとともに、**休息期間を4時間まで短縮**することができる。

## 例外

- 設備が次の①②のいずれにも該当する車両内ベッドでありかつ勤務終了後、**継続11時間以上の休息期間**を与える場合は、**拘束時間を24時間まで延長**することができる。

- ①長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること
- ②クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

- この場合に、**8時間以上の仮眠時間**を与える場合は、**拘束時間を28時間まで延長**することができる。



## 特例（③隔日勤務）

### 原則

- 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、**2暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間**を与える場合に限り、トラック運転者を**隔日勤務**に就かせることができる。

### 例外

- 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、**夜間に4時間以上の仮眠**を与える場合には、**2週について3回を限度**に、この2暦日の**拘束時間を24時間まで延長**することができる。
- 2週における総拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない。

### !

- 隔日勤務の特例の適用は、業務の必要上やむを得ない場合に限られます。
- 日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者の生理的機能への影響を鑑み、認められません。

# 「自動車運転者と労働時間などの改善のための基準」のまとめ

1年、1か月の拘束時間	(原則) <b>1年 3,300時間 1か月 284時間</b> (例外) 1年 3,400時間 1か月 310時間 (労使協定により延長可、①②を満たす必要あり) ①284時間超は連続3か月まで、② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。	P.7～
1日の拘束時間	(原則) <b>13時間以内 (上限15時間、14時間超は週2回まで)</b> (例外) 宿泊を伴う長距離貨物運送 (※) の場合、16時間まで延長可 (週2回まで)	P.9～
1日の休息期間	(原則) <b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> (例外) 宿泊を伴う長距離貨物運送 (※) の場合、継続8時間以上 (週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	P.9～
運転時間	<b>2日平均1日 9時間以内 2週平均1週44時間以内</b>	P.13～
連続運転時間	(原則) <b>4時間以内 (運転の中断時は、休憩を与える。1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)</b> (例外) SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	P.14～
休日	(通常勤務) <b>連続33時間以上 (休息期間 9時間以上+24時間)</b> (隔日勤務) 連続44時間以上 (休息期間20時間以上+24時間) ・いかなる場合 (※分割休息・2人乗務・フェリー乗船の場合) であっても、30時間を下回らない。 ・休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない。	P.17
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間 (2日平均)、連続運転時間から除くことができる。 勤務終了後、通常通りの休息期間 (継続11時間以上を基本、9時間を下回らない) を与える。	P.18～
特例① 分割休息	分割休息は1回3時間以上/休息期間の合計は、2分割10時間以上、3分割12時間以上 3分割が連続しないよう努める/一定期間 (1か月程度) における全勤務回数の2分の1が限度	P.26
特例② 2人乗務	身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 (例外) 設備 (車両内ベッド) が要件 (※4) を満たす場合、次の通り拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可 (ただし、運行終了後、継続11時間の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	P.27
特例③ 隔日勤務	2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 (例外) 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を4時間まで延長可 (2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間	P.28
特例④ フェリー	フェリー乗船時間は、原則として休息期間 (減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則として、フェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	P.29

(※) 1週間における運航がすべて長距離貨物運送 (一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送) で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

# 36協定の記載・届出方法

## 原則

労働時間 **1日8時間** 及び **1週40時間**

休日 **毎週少なくとも1回** (又は4週間に4日以上)

法定労働時間・法定休日 を超えて働かせるとき

2024 (令和6) 年4月1日～

## 36協定の締結

時間外労働の上限 (時間) と休日労働の上限 (回数) を決める

### 限度 時間

(原則)

様式9号の3の4

1か月 **45**時間以内

1年 **360**時間以内



### 特別 条項

(例外)

様式9号の3の5

1か月 **—**

1年 **960**時間以内 ※

※時間外労働のみの時間数  
(休日労働の時間数は含まない)

- ・時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制は、適用されない。
- ・「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

# 時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定） 2024（令和6）年4月1日～

～2024（令和6）年3月31日

**自動車運転者以外**（事務員・運行管理者など）

月45時間  
年360時間以内 (※1)

9号

または

月45時間  
年360時間超

9号の2

+

**自動車運転者**

上限なし

9号の4

+

**労使協定**

時間外労働・休日労働  
に関する協定書

2024（令和6）年4月1日～

月45時間  
年360時間以内 (※1)

**9号の3の4**  
(1枚)

または

月45時間  
年360時間超

**9号の3の5**  
(2枚)

**自動運転者 年960時間以内**

自動運転以外 年720時間以内 (※2)

1枚目：月45時間以内の届出書  
(9号の3の4と同じ事項)  
2枚目：月45時間超の届出書

+

**労使協定**

時間外労働・休日労働  
に関する協定書

(※) 36協定届が労使協定を兼ねる場合  
労使協定の添付（届出）は不要

(※1) 1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間は1か月42時間、1年320時間

(※2) 自動車運転以外の業務は、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回まで



# 労使協定 | 時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)

## 時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇 (〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間 (1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働 (以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日 (毎週1日又は4週4日)における労働 (以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者 (トラック) については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (以下「改善基準告示」という。) に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者 (トラック) については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超過して労働させることができる。

	臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	1日	1箇月		1年
				延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
① 下記②に該当しない労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間	550時間
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回	55時間	450時間
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	8回	75時間	750時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合の割増率は35%とする。  
なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

パンフレット  
P.23-26



(3枚組)



# 36協定届の記載例 | 様式9号の3の5 (2枚目)



## 限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

限度時間は、月45時間 [42時間] かつ年360時間 [320時間]、[ ] 内は対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制による場合

様式第9号の3の5 (第70条関係)

### 時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

限度時間 (月45時間または42時間) を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めます。  
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間 (1か月) を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

自動車運転者については、②の欄に記載してください。自動車運転者以外の労働者 (運行管理者や事務員等) については①の欄に記載してください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

業務の種類

労働者数 (満18歳以上の者)

1日 (任意)

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)

1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)

起算日 (年月日) 2024年4月1日

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

①  
下記②以外の者

突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため  
予算、決算業務の集中

運行管理者 3人  
経理事務員 5人

延長することができる時間数  
法定労働時間を超える時間数 7時間  
所定労働時間を超える時間数 (任意) 7.5時間

限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)

延長することができる時間数及び休日労働の時間数  
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意) 4回  
60時間  
70時間

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率  
25%

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

②  
自動車の運転の業務に従事する労働者

突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため

自動車運転者 (トラック) 20人

延長することができる時間数  
法定労働時間を超える時間数 6時間  
所定労働時間を超える時間数 (任意) 6.5時間

限度時間を超えて労働させる回数 (任意) 8回

延長することができる時間数及び休日労働の時間数  
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意) 75時間  
85時間

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率  
25%

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。  
(※) トラック運転者の時間数は、原則として6時間以内です。  
(1日の最大拘束時間15時間-8時間-休憩1時間=6時間)

月の時間外労働の限度時間 (月45時間又は42時間) を超えて労働させる回数を定めてください。  
①は年6回以内、②については任意 (回数に上限はありません。)

限度時間 (年360時間又は320時間) を超えて労働させる1年の時間外労働 (休日労働は含みません) の時間数を定めます。  
①は720時間以内、②は960時間以内です。

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者に対する事前申し入れ/労働者代表者に対する事前通知

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

(該当する番号) ①、⑥、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での短時対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2024年3月15日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 運転手  
氏名 越前 一郎

(又は、過半数組合がある場合) さばかに運送労働組合

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (例: 投票による選挙/回覧 (持ち回り決議) による信任/話し合いによる互選)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2024年3月15日

使用者 職名 代表取締役社長  
氏名 福井 太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません (労働基準法第36条第6項第2号・第3号)。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。  
36協定届様式裏面の記載心得①~⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

# よくある質問（①施行日（2024年4月1日）をまたぐ36協定等）

Q

- A運送（株）は、毎年1月1日～12月31日を有効期間として、拘束時間等を延長する労使協定を締結し、36協定を届け出ています。
- このため、例年どおり、2024（令和6）年1月1日から12月31日を有効期間とする労使協定を締結し、36協定を届け出る予定です。
- この場合、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用は、どのようになるのでしょうか。労使協定を締結し直したり、36協定を改めて作成して出し直す必要はあるのでしょうか。

A

- **施行日をまたぐ36協定や労使協定は、その協定の有効期間内（1年間）まで有効**です。
- 施行日に合わせて、改正改善基準告示の内容の労使協定を締結し直したり、年960時間以内とする36協定（様式「9号の3の4」または「9号の3の5」）を改めて作成して出し直す必要はありません。
- A運送（株）の場合は、2024（令和6）年1月1日から12月31日を有効期間とする労使協定・36協定**以後に新たに締結する36協定・労使協定から時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示に対応**することになります。（2025（令和7）年1月1日から対応することになります。）

## よくある質問（②運行管理者への改善基準告示の適用）

Q

- 出勤予定の自動車運転者Aが欠勤し、運行管理者Bが代わりに運転をする場合、運行管理者Bに改善基準告示は適用されますか？

A

- 運行管理者Bが、「自動車の運転の業務に主として従事する」者に該当するとき、改善基準告示が適用されます。
- 具体的には、運行管理者Bが、
  - **実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超えており、**  
かつ
  - 当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合に、改善基準告示の対象となります。

# 相談窓口等の紹介 ～おわりに～

## ふくい働き方改革推進支援センター

☎ 0120-144-864

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く）

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukui/>



## トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<http://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>



## 福井労働局ホームページ

### パンフレット・リーフレット（制度別、業種別・職種別）

- ジャンル別にパンフレット・リーフレットを掲載しています。

### 様式集

- 時間外労働及び休日労働に関する協定書や36協定届など、各様式とその記載例を掲載しています。

### パンフレット・リーフレット



### 様式集



（制度別）